

施設

障害者福祉会館

■主な事業内容

区内の障害のある方等が地域住民との連帯の中で、交流と相互理解を深めることによって、福祉向上を図ることを目的として、次の事業を行っています。

- ①生活介護（障害者総合支援法に基づく生活介護）
- ②自立訓練（障害者総合支援法に基づく自立訓練（機能訓練））
- ③地域活動支援センター
- ④入浴サービス
- ⑤講座・講習会
- ⑥自主サークルの支援
- ⑦施設提供事業〔多目的室・スポーツ訓練室・調理実習室・音楽室・図書室（福祉図書）・作品展示ギャラリー（アルモニー）〕

■利 用 相 談

障害者福祉会館

〒165-0025 中野区沼袋2-40-18 ☎3389-2171 FAX3389-2175

かみさぎこぶし園

■主な事業内容

障害者に必要な支援を行う事により、生活の充実及びその自立を図ることを目的として次の事業を行っています。

- ①生活介護（障害者総合支援法に基づく生活介護）
創作活動や作業活動の提供、機能訓練、健康維持・衛生への支援、行事等

■利 用 相 談

かみさぎこぶし園

〒165-0031 中野区上鷺宮1-21-30 ☎5241-8121 FAX5241-8123

施
設

弥生福祉作業所

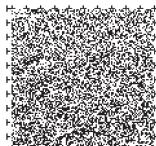
■対 象

次の2点の条件を満たす方

- ①主たる障害として知的障害または身体障害のある方
- ②障害福祉サービスの生活介護、就労移行支援または就労継続支援（B型）の支給決定を受けた方

■主な事業内容

- ①生活介護（障害者総合支援法に基づく生活介護）
 - ②就労移行支援（障害者総合支援法に基づく就労移行支援）
 - ③就労継続支援B型（障害者総合支援法に基づく就労継続支援B型）
- 仕事を提供し、作業・生活・就労支援を通して自立を図る通所施設です。作業時間等に応じ



た工賃が支払われます。また、生活介護では作業の他に創作活動等を取り入れた活動を提供します。

＜主な作業項目＞

受 託：ダイレクトメール等の封入封緘、シール貼り、ポスティング、清掃等

自主生産：カードケース、ポチ袋、メモ帳セット、刺繡製品等

■利 用 相 談

弥生福祉作業所

〒164-0013 中野区弥生町4-36-15 ☎3384-2939 FAX3384-2896

仲町就労支援事業所

■対 象

次の2点の条件を満たす方

①主たる障害として精神障害がある方

②障害福祉サービスの就労移行支援または就労継続支援（B型）の支給決定を受けた方

■主な事業内容

①就労移行支援（障害者総合支援法に基づく就労移行支援）

②就労継続支援B型（障害者総合支援法に基づく就労継続支援B型）

就労に向けた支援及び作業支援を行う事で、自立を図る通所施設です。作業時間等に応じて工賃が支払われます。

＜主な作業項目＞

受 託：名刺・ちらし等の印刷、施設清掃、クリーニングなど

自主生産：ろうそく、オリジナルプリントTシャツ、菜園等

■利 用 相 談

仲町就労支援事業所

〒164-0011 中野区中央3-19-1 ☎3360-1571 FAX3360-1573

療育センターアポロ園

■主な事業内容

さまざまな発達上の課題や障害のあるお子さんやその保護者に対して、次のような事業を通して、専門の職員が支援を行う施設です。

①児童発達支援

②保育所等訪問支援

③障害児相談支援

④一時保護(小学生まで)

⑤きょうだい児対応

⑥おもちゃライブラリー(就学前の子どもならどなたでも、障害がある方は年齢は問いません)

■利 用 相 談

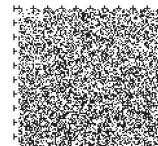
①・② 各すこやか福祉センター（中部・北部・南部・鷺宮）（18～19ページをご覧ください）

③～⑥ 療育センターアポロ園

〒165-0022 中野区江古田4-43-25 ☎3389-3700 FAX3389-3760

■障害児通所支援事業を利用するための療育相談

発達に課題のある子どもの子育て、医療、福祉に関する相談に応じ、福祉サービスの利用の必要性を判断し、子育てに関する助言・相談を行っている。



子ども発達センターたんぽぽ

■主な事業内容

重度・重複障害のあるお子さんを対象に、次のような事業を通して、訓練や放課後等の支援を行う施設です。

- ①児童発達支援
- ②放課後等デイサービス
- ③居宅訪問型児童発達支援
- ④一時保護（おおむね1歳から高校生）

■利 用 相 談

①～③ 各すこやか福祉センター（中部・北部・南部・鷺宮）（18～19ページをご覧ください）

④ 子ども発達センターたんぽぽ

〒165-0021 中野区丸山1-17-2 ☎5343-7883 FAX5343-7893

放課後デイサービスセンターみずいろ

■主な事業内容

発達の課題や障害のあるお子さんを対象に、次のような事業を通して放課後や夏休み等の学校休業日の支援を行う施設です。

- ①放課後等デイサービス
- ②一時保護（小学生から高校生）

■利 用 相 談

①各すこやか福祉センター（中部・北部・南部・鷺宮）（18～19ページをご覧ください）

②放課後デイサービスセンターみずいろ

〒165-0021 中野区丸山1-17-2 ☎3388-5777 FAX3388-5666

療育センターゆめなりあ

■主な事業内容

さまざまな発達上の課題や障害のあるお子さんやその保護者に対して、次のような事業を通して、専門の職員が支援を行う施設です。

- ①児童発達支援
- ②放課後等デイサービス
- ③保育所等訪問支援
- ④障害児相談支援
- ⑤一時保護（高校生まで）
- ⑥きょうだい児対応

■利 用 相 談

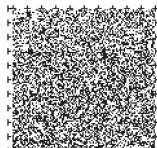
①～③各すこやか福祉センター（中部・北部・南部・鷺宮）（18～19ページをご覧ください）

④～⑥療育センターゆめなりあ

〒164-0013 中野区弥生町5-5-2 ☎6382-4781 FAX6382-4782

■障害児通所支援事業を利用するための療育相談

発達に課題のある子どもの子育て、医療、福祉に関する相談に応じ、福祉サービスの利用の必要性を判断し、子育てに関する助言・相談を行っている。



通所施設(民間)

■主な事業内容

民間事業者が運営する在宅障害者のための通所施設です。事業内容や作業内容は各施設により違いがあります。

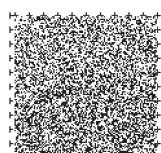
■利 用 相 談

直接、114～115ページ施設一覧「通所施設（民間）」の各施設へ、ご相談ください。

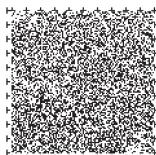
社会福祉会館(愛称:スマイルなかの)

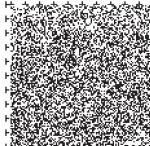
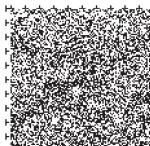
この施設は、社会福祉に関する区民の自主的活動を支援するとともに、障害者(児)の福祉の向上を図ることを目的としています。また地域との交流、地域の活性化に先導的な役割を果たすように配慮しています。 <所在地：〒164-0001 中野区中野5-68-7>

7階	スマイル歯科診療所 ☎5380-0334 FAX5380-0336	対象 区内に居住する障害者等で通院が可能な方 内容 一般的な歯科診療所での診療が困難な障害者等で通院が可能な方に、歯科診療・摂食機能訓練・口腔衛生指導および相談を実施しています。 開業時間 午前9時～12時 午後1時～5時 休診日 月・金曜日、祝日、12月29日～1月5日 申し込み 直接または電話でお申込みください。
	在宅療養（摂食・えん下機能）支援センター ☎・FAX3228-0051	内容 摂食・えん下機能について、歯科衛生士による電話相談を行っています。 必要に応じて、医師・歯科医師による訪問診療（自己負担あり）、医療機関の紹介も行います。 開業時間 午前9時～12時 午後1時～5時 休業日 月・金曜日、祝日、12月29日～1月5日



6階	地域生活支援センター 「せせらぎ」 • 相談支援事業 • 地域活動支援センター 事業 初回相談専用 ☎3387-1326 FAX3387-1347 相談専用 ☎3387-1356 ☎3387-0993	対内内容 原則区内在住の精神障害者やその家族等 電話、面接による相談事業や生活に役立つ講座、オープンスペースの開設など、地域で生活していくための各種支援を行っています。 開設時間 <オープンスペース、電話・来所相談> 火・水・木 午前11時30分～午後7時30分 金 午後1時～午後8時30分 土・日 午前10時～午後5時 利用申込 <居住サポート事業> 一般住宅への入居にあたり、自力で手続きが困難な人等に対して、入居に必要な調整等の支援を行います。 休業日 月曜日、祝日、年末年始
5階	障害者社会活動センター ☎5380-0891 FAX5380-0897	内 容 障害者の自主的活動を支援するための施設です。多目的室、会議室、和室等の受付 開設時間 午前9時～午後10時 利用時間 利用は①午前（9時から正午） ②午後（1時から5時） ③夜間（6時から10時）の3区分 休業日 第3月曜日、年末年始（12月27日～1月4日） 利用申込 利用証の交付→電話等で会議室等の申込（利用3か月前より受付）
5階	障害者地域自立生活支援センター「つむぎ」 ☎3389-2375 FAX5942-5811	内 容 ①ホームヘルプ、通所サービス、ショートステイ等の利用援助 ②社会資源を活用するための支援等情報提供 ③専門機関への紹介 ④セミナーの実施 ⑤ピアカウンセリング（当事者相談）⑥福祉サービス申請の代行 ⑦発達障害・高次脳機能障害の専門相談 ⑧障害者理解促進研修・啓発事業 利用時間 午後1時から午後6時45分（受付は午後6時30分まで） 電話相談は、24時間受けています。 休業日 月曜日、祝日、年末年始（12月27日～1月4日） メールアドレス tsumugi@axel.ocn.ne.jp
5階	中野区福祉団体連合会 ☎・FAX 3388-5191	内 容 障害者の自立活動を支援する会で、10の障害者団体から成り立っています。 ご用の際は、留守番電話にメッセージをお願いいたします。後日、担当者より折り返しいたします（折り返しのお電話番号も必ずお伝えください）。



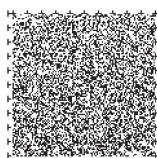
4階	中野区社会福祉協議会 ☎5380-0751 FAX5380-0750	内 容 会員募集、寄付相談、歳末たすけあい、 休 業 日 会議室受付 開 業 時 間 曜日、祝日、第三月曜日、年末年始 メ ル ア ド レ ス 午前9時～午後5時 HPアドレス soumu@nakanoshakyo.com http://www.nakanoshakyo.com	
	生活福祉資金貸付相談 ☎5380-5775 FAX5380-0750	内 容 生活福祉資金貸付相談（要予約） 休 業 日 土・日曜日、祝日、第三月曜日、年末年始 開 業 時 間 午前9時～午後5時	
	ほほえみサービス事業 ☎5380-0753 FAX5380-0750	内 容 会員制有料在宅福祉サービス、家事・外出の援助、 産前・産後の家事援助など 休 業 日 曜日、祝日、第三月曜日、年末年始 開 業 時 間 午前8時30分～午後5時 メ ル ア ド レ ス hohoemi@nakanoshakyo.com	
	中野区ファミリー・ サポート事業 ☎5380-0752 FAX5380-0750	内 容 会員制有料育児援助サービス、①一般援助活動 保育園の送迎、子どもの預かりなど ②特別援助活動（対象は就労世帯） 病気の子ども預かりなど 休 業 日 曜日、祝日、第三月曜日、年末年始 開 業 時 間 午前8時30分～午後6時	
3階	中野 ボランティアセンター ☎5380-0254 FAX5380-6027 ボランティア相談専用 ☎5380-0255	内 容 ボランティア活動の相談・団体活動支援・講座の実施など 休 業 日 曜日、祝日、第三月曜日、年末年始 開 業 時 間 午前9時～午後5時 メ ル ア ド レ ス vc@nakanoshakyo.com	施 設
	福祉何でも相談 ☎5380-0776 FAX5380-6027	内 容 毎日の生活で気になること、心配なこと、不安なことなど福祉に関する相談に対応します。 休 業 日 曜日、祝日、第三月曜日、年末年始 開 業 時 間 午前9時～午後5時 メ ル ア ド レ ス nandemo@nakanoshakyo.com	
	ひきこもり相談 ☎090-5412-0666 FAX5380-6027	内 容 ひきこもりに関するご相談に、社会福祉士が電話・メール、面談、訪問等でお話を伺います。 休 業 日 土・日曜日、祝日、第三月曜日、年末年始 開 業 時 間 午前9時～午後5時 メ ル ア ド レ ス tunagaru@nakanoshakyo.com	
	会議室 ☎5380-0751	利 用 時 間 午前9時～午後10時 利 用 は ①午前（9時～正午） ②午後（1時～5時） ③夜間（6時～10時）の3区分 ※一般団体については有料となります。 休 業 日 第三月曜日、年末年始 申込受付 社会福祉協議会（4階）	
2階	なかの芸能小劇場 ☎5380-0931 FAX5380-0932	開 館 時 間 午前9時～午後10時 休 館 日 第三月曜日（休日にあたる場合はその翌日）、年末年始	
1階	自由通路		

中野区障害者福祉事業団(愛称:ニコニコ事業団)

中野区内に住所を有する障害者に対し、就労に係る相談から適性に応じた雇用促進を図るため、就労機会の開拓から職場定着までの支援を進め、併せて福祉活動の向上に寄与することを目的としています。

＜所在地＞ 〒165-0026 中野区新井2-8-13 ☎3388-2941 FAX3388-2942

事業項目		事業案内
就労支援センター事業	障害者の就労相談・就労支援・雇用促進に関する事業	就職に関する相談・助言その他就労支援全般に係る相談支援など 就職後の定着生活支援・就職者のたまり場事業など 職場等体験実習・就職活動支援など 企業開拓・職域開拓など
	就労支援ネットワーク	区内障害者関係機関、施設で構成し、雇用や受注促進などの連携を図る。事務局を運営
	障害者のための「就職準備フェア」	3区(中野・杉並・新宿)就労支援機関・ハローワーク等で共催し就職準備セミナー等を開催
	仕事の共同受発注支援	区及び民間企業からの共同受注及び障害者就労施設への仕事分配、提供 民間企業からの新規開拓及び共同受注の推進
連携事業 施設等との就労	相談支援事業所「わ・らいふ」の運営	総合相談のほか、計画相談支援・モニタリングを実施
	特別支援学校・障害者就労施設連携強化事業	特別支援学校や就労施設へ訪問し、各々が希望する自立の実現に向けて、相談、助言等を含めたアセスメントを実施する。さらに、特別支援学校卒業後の進路先へスムーズな移行の実現を目指し支援する
事業の運営 障害福祉サービス	多機能型事業所の運営	就労移行支援事業所「ワーカライズ ニコ」の運営【定員8名】 自立訓練(生活訓練)事業所「ここね」の運営【定員12名】
	就労選択支援事業所の運営	就労選択支援事業所「中野区障害者就労支援センター指定就労選択支援室」の運営【定員10名】。
社会活動等推進事業 その他障害者の	福祉サービス提供事業	障害者社会活動センター運営管理・声のなかの区報等視覚障害者情報提供・障害者団体バス派遣事業
	障害者及び健常者との交流・啓発事業	ユニークダンスを楽しむ区民の集いなどのふれあい交流事業
	その他の事業	ふれあいショップアザレア(福祉売店)の運営による障害者施設等の自主製品販売など
	登録障害者の直接雇用	登録障害者を受付管理・販売員として直接雇用



権利擁護

障害者差別解消に関する相談窓口

■内 容

中野区においては、日々の業務の中で担当所管（各課）において、合理的配慮の提供等を行いますので、原則として、合理的配慮の提供や障害者差別に関する相談は各課に申し出をしてください。なお、担当所管（各課）との相談において解決にいたらないような場合には、障害者差別解消に関する相談窓口にて相談に応じます。

■問 合 せ

〈区の業務に関する相談〉

福祉推進課 庶務係（区役所4階） ☎3228-8757 FAX3228-5662

〈その他障害者差別解消に関する一般的な相談〉

障害福祉相談窓口（区役所3階） ☎3228-8832 FAX3228-5662

福祉オンブズマン

■内 容

区の各種福祉サービスの提供や金銭の給付、施設入所等の措置など、区の福祉サービスの個別の適用に関する苦情について、福祉オンブズマン（福祉サービス苦情調整委員）に申し立てすることができます。

申し立てを受け付けた福祉オンブズマンは、公平な第三者の立場で調査・審査をし、その結果を申立人に文書で回答します。福祉オンブズマンは審査の結果によっては、区に対し、是正や改善・検討を求める意見を表明します。区はこの意見を尊重し、誠実に対応する義務があります。

■申し立ての方法

下記問合せ先に、電話等で住所・氏名・苦情の要旨を伝え、申立日の予約をしてください。申立日は毎週火曜日（第5週を除く）、福祉オンブズマンが直接、話を伺います。申し立ては来室でも電話でもできます。

■問 合 せ

福祉推進課 庶務係（区役所4階） ☎3228-8757 FAX3228-5662

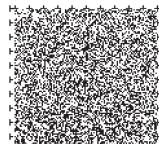
民間福祉サービス紛争調停制度

■内 容

民間福祉サービス紛争調停制度は、高齢者や障害者、子ども等のための民間福祉サービスで、区民と事業者の間に起きた紛争について解決するための制度です。

民間福祉サービスの利用に関する紛争で、事業者と話し合いを重ねても解決できない場合等に、区長に対して調停の申請を行うことができます。

申請できる内容は、民間の事業者が中野区の区域内において有償で行う福祉サービスの利用に関する紛争で、その事実があった日から1年以内のものです。なお、内容によっては紛争調停の対象とならない場合があります。



■問 合 せ

福祉推進課 庶務係（区役所4階） ☎3228-8757 FAX3228-5662

障害者虐待防止センター

■内 容

虐待の通報や届出の受理、虐待を受けた障害者の保護のための相談、指導及び助言、障害者虐待の防止などに関する広報・啓発活動などを行います。

■虐待の通報・届出先

障害福祉課 基幹相談支援係（区役所3階） ☎3228-8703 FAX3228-5662

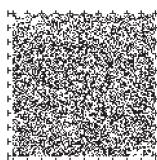
中部すこやか障害者相談支援事業所 ☎3367-7810 FAX3367-7811

北部すこやか障害者相談支援事業所 ☎5942-5800 FAX5942-5802

南部すこやか障害者相談支援事業所 ☎5340-7888 FAX5340-7880

鷺宮すこやか障害者相談支援事業所 ☎6265-5770 FAX6265-5772

区役所夜間・休日窓口（夜間、土・日、祝日、年末年始） ☎3389-1111



成年後見制度

■法定後見制度の内容

認知症、知的障害、精神障害などによって、判断能力が十分ではない方について、ご本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで、ご本人を法律的に支援する制度です。ご本人やその配偶者、四親等内の親族等の申立てにもとづいて、家庭裁判所が成年後見人等を選任します。成年後見人等には、家族や親族のほか、第三者である弁護士や司法書士、社会福祉士といった専門職などが選任されています。

成年後見人等の職務は、大きく分けて、①財産管理、②身上保護、③家庭裁判所への報告の3つがあります。

■費用

申立て時：収入印紙、郵便切手等で約8,000円かかります。家庭裁判所の判断により鑑定が行われる場合は、別途鑑定費用がかかります（後日納付）。

援助開始後：成年後見人等への報酬は月額2万円程度がめやすとなりますが、ご本人の財産状況や成年後見人等の活動内容を考慮して、家庭裁判所が個別に決めます。

※中野区では、所得の少ない方も成年後見制度の利用がしやすくなるよう、申立経費の助成や成年後見人等報酬費用の助成を行っています（利用要件あり）。

中野区成年後見支援センター ☎5380-0134

■任意後見制度の内容

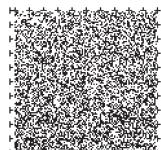
任意後見制度とは、ご本人に判断能力があるうちに、将来判断能力が低下した場合に、あらかじめご本人自らが選んだ人（任意後見人）に代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めておく制度です。

任意後見契約は、公証人の作成する公正証書によって結ぶものとされていますので、その手続きや費用については、最寄りの公証役場におたずねください。

任意後見契約が結ばれると、公証人の嘱託により、契約内容が登記されます。

その後、ご本人の判断能力が低下した場合に、家庭裁判所で任意後見監督人が選任されて初めて任意後見契約の効力が生じます。この手続きを申し立てができるのは、ご本人やその配偶者、四親等内の親族、任意後見受任者（任意後見人となる方）です。

中野公証役場 ☎5318-2255



選挙

代理投票

■対象

心身の故障その他の理由で、投票用紙に自書できない方

■内容

投票所・期日前投票所の係員の代筆で投票する制度です。投票の秘密はかたく守られます。希望する方は、投票所・期日前投票所の係員にお申し出ください。

■問合せ

選挙管理委員会事務局（区役所8階） ☎ 3228-5541 FAX 3228-5687

点字投票

■対象

視覚障害のある方

■内容

点字により投票する制度です。希望する方は、投票所・期日前投票所の係員にお申し出ください。

■問合せ

選挙管理委員会事務局（区役所8階） ☎ 3228-5541 FAX 3228-5687

郵便等による不在者投票

■対象

身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護保険の被保険者証所持者で、次の障害等に該当する方

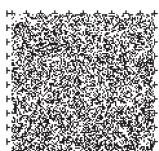
	障害の部位	障害の程度
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能の障害	1級・2級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害	1級・3級
	免疫・肝臓の障害	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹の障害	特別項症から第2項症
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障害	特別項症から第3項症
介護保険被保険者証の要介護状態区分が要介護5である者		

■内容

身体に重い障害などがあって、投票所に行くことが困難な方が郵便または信書便により、自宅等で投票する制度です。選挙人名簿に登録されている区市町村の選挙管理委員会にあらかじめ申請して、「郵便等投票証明書」の交付を受けてください。

選挙の投票については、投票日の4日前までに「郵便等投票証明書」を添えて、投票用紙と封筒を選挙人名簿に登録されている区市町村の選挙管理委員会に請求してください。

送付された投票用紙に記載（代理記載制度利用者は代理人が記載）し、送付された封筒に入れて、郵便等により返送します。



郵便等による不在者投票の対象者で、次の障害等の程度に該当する方は、「代理記載制度」が利用できます。

①身体障害者手帳 上肢障害または視覚障害（1級）

②戦傷病者手帳 上肢障害または視覚障害（特別項症から第2項症）

「代理記載制度」とは、選挙人名簿に登録されている区市町村の選挙管理委員会にあらかじめ届け出た「代理記載人（選挙権を有する方に限ります。）」に、投票に関する記載をしてもらうことができる制度です。

■問合せ

選挙管理委員会事務局（区役所8階） ☎ 3228-5541 FAX3228-5687

指定施設での不在者投票

■対象

都道府県選挙管理委員会が指定した老人ホームや病院（介護老人保健施設を含む）に入所、入院中で、投票所に行けない方

■内容

都道府県選挙管理委員会が指定した老人ホームや病院（介護老人保健施設を含む）内で、不在者投票管理者（施設長）のもとで不在者投票ができる制度です。

投票用紙の請求は、施設長が行いますが、自分で直接、選挙人名簿に登録されている区市町村の選挙管理委員会に請求することもできます。

■問合せ

選挙管理委員会事務局（区役所8階） ☎ 3228-5541 FAX3228-5687

